

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

丸森町長 保 科 郷 雄

市町村名 (市町村コード)	丸森町 (04341)
地域名 (地域内農業集落名)	筆甫地区 (上、中、裏、古田、北山、鷲ノ平、川平、東山)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年4月17日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・当該地区は、人口減少率や高齢化率が高く、農業者の減少も著しい。このため、未耕作地や耕作放棄地が急激に拡大している。

・認定農業者は3名(水稻・酪農・小菊)しかおらず、将来的に農地の引き受け手の確保が難しい。

・中山間地域等直接支払制度に取り組む3集落協定の活動によって、幹線道路沿いの農地は良好に保全されているが、構成員の高齢化が進んでおり、活動の維持が危ぶまれている。

・主として、水稻、酪農(飼料作物)、小菊、大根(へそ大根)、山菜(フキ、ワラビ)が作付けされている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・現行の主作物(水稻、飼料作物、小菊、大根、山菜等)の生産を継続し、農家所得を確保するとともに、できるだけ未耕作地を増やさない。

・集落協定の連携や統合により、地域内外から人材を確保することや、作業の効率化を図り、農地保全活動を継続していく。

・現在の担い手が、将来にわたって農業を継続できるよう、地域を上げて支援するとともに、新規就農者の参入や地域農業者による法人設立を推進し、新たな経営体の確保に努める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	331.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	330.4 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

・今後も農業者の減少が続くと予想されることから、地区として将来的に保全が必要な農地を選定していく。

・上記により選定された農地については、担い手や担い手以外の農業者の意向を把握しつつ、農地中間管理事業等を活用して担い手への農地集積を推進するほか、集落協定による農地保全活動を継続していく。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
担い手へ農地を集積・集約する際には、原則として農地中間管理機構を活用するものとし、目標地図を基に農業委員や農地利用最適化推進委員が調整役を担う。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理事業の活用に際しては、担い手や担い手以外の農業者の意向を把握した上で、生産性の向上や営農意欲の増進につながるよう配慮する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
計画なし。ただし、必要に応じて町単事業(丸森町小規模基盤整備事業)の活用により、矮小な水田の区画拡大を進めていく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、本人の意向を踏まえながら担い手として育成していく。なお、育成に当たっては県やJA等と連携を図るものとする。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
計画なし。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒	鳥獣被害防止対策	☒	有機・減農薬・減肥料	☐	スマート農業	☐	畑地化・輸出等	☐	果樹等
☐	燃料・資源作物等	☐	保全・管理等	☐	農業用施設	☒	耕畜連携等	☐	その他

【選択した上記の取組方針】

駆除隊による有害鳥獣の捕獲を徹底するとともに、防護柵の設置や被害に遭いにくい作物を選定し、鳥獣被害を防止する。
 価格が高止まりしている農業資材の使用低減や環境に配慮した持続可能な農業を実現するため、減農薬・減化学肥料栽培を推進する。
 地区内にある堆肥センターを活用し、耕種農家へ牛ふん堆肥の提供を行っていく。